

第2: 民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 |
|-----|--------|---|------------------|---------------|--|--------------|-----|--------------------------------------|--|---|--|-----------------------------|
| 1 | 未回答 | | | | | | | | | | | |
| 2 | はい | 民法 A(不法行為を中心とし、授業負担調整のため債務不履行、不当利得、時効などを加える)(1セメ) | 2単位・週1コマ・90分 | 民法 (有斐閣Sシリーズ) | 講義形式で事例、判例の事案分析につき訴訟メモ(手控え)の簡易なものを作成して事案の正確な理解に努めている。 | 専任(裁判官経験者)1名 | はい | 民事裁判 A(3セメ) 民事裁判 B(4セメ) | 4単位・週2コマ・90分 2単位・週1コマ・90分 | 東「法科大学院における要件事実論教育について(久留米大学法学44,48,49号)」 | 演習形式と講義形式との混合形式 | 専任(裁判官経験者)1名 |
| 3 | 未回答 | | | | | | | | | | | |
| 4 | はい(若干) | 民法 (債権総論・契約総論・担保物権法)(1セメ) | | 独自の教材 | 債務不履行と不法行為における損害賠償請求の対比、即時取得の要件などで、検討している。 | | はい | 民法演習 (契約法)(3セメ) 民法演習 (金融取引法)(3セメ) | 演習の設問の中で、要件事実論に関する問題を討論させている。設問の中で取り上げる。 | 独自で開発した民法演習用教材 | 例えば、瑕疵担保責任の要件と製造物責任法の要件の違いを検討させる(民法演習)。あるいは、即時取得の要件としての無過失の立証責任を検討させる(民法演習)。 | 専任(研究者3名、実務家2名)5名、兼任(研究者)1名 |
| 5 | 未回答 | | | | | | | | | | | |
| 6 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 7 | はい | 民法B(1セメ) 民法D(2セメ) | いずれも2単位・週1コマ・90分 | 講義用に作成したレジュメ | 未修者で、いきなり、要件事実論を理解するのも困難であると思われるので、基本的には、民法の要件論を中心に講義を行っているが、講義では、判例及び事例の検討をすることもあるので、その際には、要件事実論の基本的な考え方を説明するようにしている。 | 専任(研究者)1名 | はい | 民法演習A(判例演習)(3セメ) 民法演習B(事例演習)(4セメ) | いずれも2単位・週1コマ・90分 | 判例集等を使用するほかは特になし。 | は、民集掲載の重要判例を分析する講義として、第1審から上告審判決に至るまでを検討しているが、その過程において、(院生が並行して学習している)要件事実論について、確認しておくよう指示をし、講義でも取り上げている。では、要件事実を検討する問題を用意することがある。 | 専任(研究者)1名 |

第2: 民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 |
|-----|-----|------------|---------|------|-----------|---------|-----|---|------------------|---|--|-----------------------------------|
| 8 | いいえ | | | | | | はい | 実務民事法 (3・4セメ) | 3セメ6単位、4セメ8単位 | 第一部 中野「民事裁判入門」、三木＝山本「ロースクール民事訴訟法」(参考書)伊藤眞「民事訴訟法」、高橋「重点講義民事訴訟法上・下」、「民事訴訟法判例百選」 第二部 事例中心の教材を作成 | 本授業は、大きく二部構成を採る。第一部(6単位相当)においては、民事裁判の具体的な進み方について講義する。第二部(8単位相当)においては、民商法の重要論点について、具体的に裁判で適用されることを前提とした上で、更に理解を深めることが目的とされる。具体的には、3.に掲げた題材に関する事例(各題材につき、カッコ内に記した論点を含む事例を用意する)を用い、各題材につき、2コマの時間を使って、問題点を洗い出して分析したうえで総合的かつ多角的な検討を行う。ある程度詳細な事実関係を教材として用意する。各回の授業は基本的に、この教材中の特定の事件をめぐる担当者と受講者との対話によって進行することとなる。したがって、受講者は、予め指定された文献を熟読し、与えられた事実関係を元に可能な法律構成を考えるという負担を毎回課されることになる。 | |
| 9 | いいえ | | | | | | はい | 民法法演習 (5セメ) | 4単位・週4コマ・50分 | | 実体法教員(民法あるいは商法)、訴訟法教員・実務家の合計3名によるチーム・ティーチングを行っている。 | |
| 10 | いいえ | | | | | | はい | 民事法総合 (3セメ) 民事法総合 (4セメ) 民事訴訟実務の基礎 (5セメ) | いずれも週1コマ、2単位、90分 | 司研「類型別」加藤編「民訴実務の基礎」 司研「類型別」、司研「問題研究」、司研「一審解説」、その他、記録教材等を別途配布。 (参考書)司研「要件事実1巻」、司研「要件事実2巻」 | に関しては前項参照 教員が毎回学生に課題を提供し、学生はその課題について起案して回答する。その回答内容について学生と質疑応答しながら議論をし、その議論を通じて実務における理論の意義を理解させる。 | 専任1名 みなし専任1名 裁判所派遣裁 教員1名 |
| 11 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |

第2: 民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 |
|-----|-----|----------------------------------|--|--|--|-----------|---------------------------|------------------------------------|------------------|-------|--|------------------------|
| 12 | はい | 民法基礎 (1セメ) 同 (1セメ) 同 (2セメ) | 2単位・週2コマ・90分 2単位・週1コマ・90分 2単位・週1コマ・90分 6単位・週3コマ・90分 | 加藤「新民法大系」 千葉他「アルマ民法2」 加藤「新民法大系」 内田「民法」、内田「民法」、オリジナル教材 | 双方向。ケースを素材に請求権、その相互関係を明らかにする点を中心とするが、要件事実に関する教育と接合しやすくするために以下の工夫をしている。()判例を加工した難しいものではなく、簡単なケースに少しずつ事実を加えて事実を複雑化、高度化していく方法を採用している。()実体法上の権利関係を明らかにするだけでなく訴訟物までは理解させるようにしている。()判決を一審から読ませ、判決の構造を理解させる。 | 専任(研究者)3名 | はい(a) bc) 少々 (d) | 民法実習 (3セメ) 同 (4セメ) 民法総合(5セメ) | いずれも2単位・週1コマ・90分 | 独自に作成 | a 双方向、多方向、請求原因、要件、抗弁、再抗弁等に沿ってレポートの作成・提出 b 要件事実教育と同一の学期に開講されていることから、 ()判決を整理させる中で請求の趣旨、訴訟物、請求原因、抗弁を意識させ、複雑な事件の中で、当事者がどのような主張をしているかだけでなく、抗弁、否認など攻撃防御方法を意識させている。 ()言い分方式になれさせ、ここから自分で主張どのように組み立てていくのか経験をつませている。 c ソクラテスメソッド d 裁判例を素材とした長文の事例を提示し、学生には事案の整理、論点の抽出のうえ法律構成をまとめる作業をもらう。授業時には、各自の作成したレポートを基にして議論をする | 専任(研究者)3名 兼任(研究者)1名 |
| 13 | いいえ | | | | | | はい | 民事法総合(5セメ) 民事法総合演習(6セメ) | いずれも2単位・週1コマ・90分 | 特になし | 事前に課した課題について、実体法と手続法の各視点からアプローチさせている。 講義内で出した問題について学生に起案させ、次の講義で解説、講評を行う。 | 専任(研究者)4名 |

第2: 民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | |
|-----|-----|---|-----------------------------|--------------------------------|---|-------------------|-----|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|---|-----------|--|
| 14 | はい | 導入講義、4月契約法講義(1セメ) 損害賠償法講義(1セメ) 金融取引法講義(2セメ) | 単位認定なし 4単位 2単位 4単位 | | 要件事実論を「特別なもの」と考えないことが肝要と思われる。むしろ、裁判規範である民法の法条の意味を理解するのに、法廷の文法である要件事実論を抜きにして教えることのほうが異常である。「当然のこと」としての要件事実教育のためには、民法の体系を、権利の体系(権利の存否の体系)ではなく、民事訴訟における攻撃防御による権利の判断の体系(権利の存否の推論的判断の体系)として理解し教えること、言い換えれば、たえず、原告の請求の趣旨、これを支えるべき訴訟物たる権利、その請求原因事実、これに対する被告の抗弁事実、さらに原告の再抗弁事実という立体的構成のなかで、動的な法適用に親しませることが不可欠である。もちろん、そのような立体的構成を組み上げるためにこそ、法理論の必要十分な理解が求められる。そうすることによって、従来型の平面的・静的な 実際には役に立たない 民法学習をひととおり了してから再度要件事実論的にその知識を組みなおすという二重手間を省くことができる。実際の教室では思い通りにいくこともいかないこともあるが、民事法系教員一同、各自の能力の範囲でその実践に努めているところである。それができないのは、プロとしての教員の恥と考えるべきである。 | 専任(研究者)4名 | いいえ | | | | | | |
| 15 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | | |
| 16 | いいえ | | | | | 専任(研究者1名、実務家1名)2名 | はい | 民法特別演習(3セメ) 民法特別演習(3セメ) | いずれも2単位・週1コマ・100分・15回 | 司研「問題研究」 | において、要件事実の観点から民法について授業しているが、特に において、ていねいに行っている。当事者の主張を、請求原因・抗弁・再抗弁・・・と正確に理解させるようにしている。 | 専任(研究者)2名 | |
| 17 | はい | 民法1(財産法)(1セメ) 民法2(財産法)(2セメ) | いずれも2単位・週1コマ・120分・15週 | 近江「民法総則」、近江「物権法」(参考教材)司研「問題研究」 | 導入事例、解説、展開事例、判例を含む教材を各回ごとに作成し、あらかじめ配布する。 学生に当てて、理解を確認しながら授業を進めている。 重要な最高裁判決の中から第1審判決を3~5件程度選び、請求の趣旨、請求原因、抗弁、再抗弁、再々抗弁を確認しながら読み、当事者の主張が成立要件や法律効果とどのような関係にあるかを指摘することによって、要件事実に興味を持つことを目的としている。 | 専任(研究者)1名 | はい | 民事法(不動産法)(3セメ) 民事法(金融担保法)(4セメ) | いずれも2単位・週1コマ・120分・15週 | 近江「物権法」(参考教材)司研「問題研究」 | 基本事例、基礎確認、展開事例を含む教材の中に、重要な最高裁判決の第1審判決を取り入れたものを予め配布し、8~10件程度の裁判例について、請求の趣旨、認否、抗弁、再抗弁、再々抗弁などを確認したうえで、当事者の各主張の意義、法律要件及び法律効果との関係を考えさせ、一定の理解に到達するように、ソクラテスメソッドで授業を行っている。 | 専任(研究者)1名 | |

第2:民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 |
|-----|-----------|--------------------------------------|-------------------|--|---|------------------------------|-----------|--|-----------------|---|---|------------------------|
| 18 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 19 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 20 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 21 | いいえ | | | | | | はい | 全体については必ずしも把握出来なかったが、ある教授の場合、2年次以降の民法の演習において、要件事実のアプローチを用いながら事例演習を行っている。 | | 独自に作成した教材 | 事案と参考文献を読ませた上で、対話型で検討を行う。 | |
| 22 | はい | 民法（契約法各論・物権）（2セメ） 基礎演習（2セメ） | いずれも2単位・90分 | 潮見「契約各論」、内田「民法」、内田「民法」（参考書）山本「民法講義」、潮見「契約各論」、磯村「民法」、藤原他「民法2」など | 時間的な制約があり、理論的な説明をする中で要件事実を導入する目的で、要件の説明に敷衍して主張立証責任にも触れることを試みている。基礎演習では、判例研究や問題演習とともに、2回を割いてごく典型的なケースを用いて、要件事実・証明責任等を説明している。 | 専任（研究者）1名 | はい | 民法演習（総則・物権）（3セメ） 民法演習（債権）（4セメ） | いずれも2単位・90分 | 教員が作成した問題集を使用。教科書として、内田「民法」を一応挙げてある。適宜、参考文献を授業中に指示。小山他「民法演習（債権）問題集」（参考文献）星野他編「民法判例百選」、司研「問題研究」、司研「類型別」、加藤＝細野「要件事実と実務」 | 実体法上の重要問題を含んだ演習を通じて、適宜主張責任・証明責任に言及している。但し、重点は解釈論におかれている。担当者が、典型的な紛争類型を中心に、民法の理論的な視点、要件事実的な視点、事実認定的な視点という、3つの視点を軸にオリジナル演習問題を作成し、その演習を通じることで、これを行う。 | 専任（研究者）1名、みなし専任（弁護士）3名 |
| 23 | 科目によってははい | 契約法（2セメ） | 2単位・週1コマ・100分・14回 | 内田「民法」、司研「問題研究」、司研「類型別」 | あくまで主役は民法であるから、要件事実論は言い分形式の課題をこなす中で補充的に採り上げる。 | 弁護士1名 | 科目によってははい | 物権法（3セメ） | | 内田「民法」、司研「問題研究」、司研「類型別」 | | 弁護士1名 |
| 24 | はい | 民法（財産取引法総論）（1セメ） | 4単位・週2コマ・90分 | 特になし | 証明責任の分配を踏まえて、成立要件を整理して講義している | 専任 1名 | はい | 民法上級演習（4セメ） 同（4セメ） | いずれも2単位・週コマ・90分 | 特になし | 破棄判例を素材として判例演習の上記科目において、講義前の予習として、請求原因の整理を学生に指示している | 専任（研究者教員又は実務家教員）複数 |
| 25 | いいえ | | | | | | | | | | | |
| 26 | はい | 「民事裁判実務」（2セメ）において、要件事実の基礎を少し学習させている。 | 2単位・週1コマ・90分 | プリント 法曹会出版の演習本など | 宿題及びその発表と討論 左記の解説 | 専任（裁判官経験者）1名、みなし専任（裁判官経験者）1名 | いいえ | | | | | |

第2: 民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 |
|-----|-----|----------------------|----------------------|--|--|--------------------|-----|--|------------------|--|--|------------------------|
| 27 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 28 | はい | 民法 (1セメ) 民法 (2セメ) | いずれも週2コマ(補講を別途行う)90分 | [併用して]司研「起案の手引」 [参考として]司研「問題研究」、司研「類型別」 | 毎回、事例問題を課して、小レポートを提出させる。講義と上記事例の解説を併用し、質疑応答を交える。 | みなし専任(裁判官・司研所教官)1名 | いいえ | 2年時以降には「民法」の科目がないので、回答ができない。 | | | | |
| 29 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 30 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 31 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 32 | いいえ | | | | | | はい | 民法演習C(債権総論、担保物権)(4セメ) | 2単位・週1コマ・90分 | 平成18年からは、鎌田他「民事法(担保物権・債権総論)」も副教材として予定している。 | この授業では、要件事実を意識した法理について判例を中心として学習している。そのため、民事訴訟法演習Aでも、実務における民事事件の取扱いでは、要件事実の理解が不可欠であることを実例をもって示すようにしている。1クラスを2グループに分け、教授の作成した課題に対するレポートを隔週に提出させ、それを全員分コピーして配付し、それぞれに意見を述べさせ、議論するようにしているが、総じて議論は活発でなく、教授と院生の質疑応答が中心であるのが悩みである。 | |
| 33 | いいえ | | | | | | はい | 民法問題演習1(3セメ) 民法問題演習2(4セメ) 民事法総合問題演習1(5セメ) 民事法総合問題演習2(6セメ) | いずれも2単位・週1コマ・90分 | 電子シラバス上に判例や事例、設問等を提示。 | いずれの科目も、事前に提示された設例に基づく対話型授業。レポートの提出が義務付けられることもある。 | 専任(研究者)3名、みなし専任(弁護士)1名 |

第2:民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 |
|-----|-----|--------------------------------------|--------------------------------|--|---|--------------|-----|----------------------------------|-------------------|---|---|---------------------------|
| 34 | はい | 契約法総論(1セム) 契約法各論(2セム) | いずれも2単位・週1コマ・90分・15回 | 山本「民法〔第2版〕」、山本「民法」、潮見「債権総論(プラクティス民法)」、司研「問題研究」 | (1年次前期)の第1回授業において契約のもつ法的意義について理解させたうえで、第2回授業において実体法の解釈適用における要件事実及び主張立証責任についての基本的な考え方を理解させている。そして、第3回～第15回の授業において、法律行為及び契約法総論に関する各論点について、具体的な設例をもとに、攻撃防禦方法の組立てにもとづいた実体法の解釈適用を検討している。 (1年次後期)については、売買、消費貸借、請負などの典型契約をめぐる各論点について、具体的な設例をもとに、実体法の解釈適用を展開させることによって、攻撃防禦方法の組立てを考えさせるとともに、主要事実の整理を行わせている。 | 専任(研究者)1名 | はい | 不法行為法(3セム) | 2単位・週1コマ・90分・15回 | 吉村「不法行為法(第3版)」(参考書)円谷「不法行為法-事務管理・不当利得」 | 要件事実が問題となることが少ないことから、実体法上の論点についての検討が中心となるが、常に主張立証責任の所在を意識させるよう心がけているほか、具体的事例をもとに、過失などの規範的要件事実について、その評価根拠事実や評価障害事実などの捉え方を検討している。 | 専任(研究者)1名 |
| 35 | はい | 民事裁判官論 | 週1コマ 8回 90分 | オリジナル教材 | 講義形式 | 専任(裁判官経験者)1名 | いいえ | | | | | |
| 36 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 37 | はい | 契約法 (1セム) 契約法 (2セム) 不法行為法(1セム) | 4単位・週2コマ・100分 2単位・週1コマ・100分 | 教員自作教材 | は主として講義形式であるが、判例を多く読ませるとともに、その際は、第一審判決文から読むことを強く勧めており、事実関係整理の際には、当事者主張対照表を作成させ、請求原因、抗弁、再抗弁・・・の構造を把握させ、立証責任の所在にも注意するよう指導している。 はケースメソッドにより、判例の事実関係整理を重視している。特に、では、第一審判決文における当事者主張の事実を整理させるなかで、問題の事案で何が要件事実であるかを意識させるよう心がけている。 | 専任(研究者)2名 | はい | 民法演習 (3セム) 同 (4セム) 同 (5セム) | いずれも2単位・週1コマ・100分 | 教員自作教材(実務家教員提供の生の資料を加工し、実体法・手続法・要件事実に関わる設問を付加したもの)または最高裁判例。 | 原告代理人班、被告代理人班(場合により裁判官班も)に分かれての討論形式(。なお模擬裁判形式ではない)。法律意見書の起案と解説・講評(。意見書は4回提出)。訴状メモ・答弁書メモなどの起案と解説・講評(。メモは6回提出)。事例問題についての起案と解説・講評(。3回) | 専任(研究者2名、弁護士2名)、客員(弁護士)1名 |
| 38 | 未回答 | | | | | | | | | | | |
| 39 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |

第2:民法教育と要件事実について

| 大学名 | 未修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 | 既修者 | 科目の名称・配当年次 | 単位数・時間数 | 使用教材 | 授業の方法及び工夫 | 担当教員の概要 |
|-----|-----|------------------------|--------------|------------------|---|-----------|-----|--------------------------|------------------|---|--|------------------------------|
| 40 | はい | 契約法 (1セメ) 契約法 (1セメ) | 2単位・週1コマ・90分 | 内田「民法」 内田「民法」 | 授業の形式・方法は、各単元の論点に関する判例・学説の態度を正確に把握することを目標に、まず、基礎的事項の確認を行い、それから、論点に関する判例・学説の態度について確認したうえで、それぞれの問題点について全員で議論しています。その際、双方向・多方向の授業を実践するために、意見の違うグループ同士の意見を戦わせるようにしています。 | 専任(研究者)1名 | はい | 民法演習 (3セメ) | 2単位・週1コマ・90分 | 担当者が予め指定した民法総則及び物権法の範囲の判例 | 予め報告者を決めて報告してもらい、その後、担当者が予め用意した設問にそって皆で議論している。そして、報告者も含めた全員に毎回設問についてのレジュメの提出を義務付けている。 | 専任(研究者1名、実務家4名)5名 |
| 41 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 42 | いいえ | | | | | | はい | 民事法総合演習 (5セメ) 同 (6セメ) | いずれも2単位・週1コマ・90分 | 担当教員が作成した教材を使用。各回ごとに設問を出し、それについて割り当てられた学生が答案を提出し、それを基に授業を進めている。 | | 専任(研究者7名、実務家1名)8名、非常勤(実務家)1名 |
| 43 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 44 | いいえ | | | | | | はい | 第1に同じ | | | | |
| 45 | いいえ | | | | | | はい | 民事法演習(4セメ、6セメ) | 2単位・週1コマ・90分 | ケースブック民法(日本評論社2004年) | 民法の演習であるが、要件事実の導入としての意味を少し含ませている。民法上の議論に入る前に、教材(1審から最判まで全文)に従って、当事者の主張整理を行っている。この段階では、学生に質問することによって、主張、抗弁を認識させ、教員側から要件事実について簡単にコメントしている。 | 専任(研究者)2名、講師(弁護士)2名 |
| 46 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |
| 47 | いいえ | | | | | | いいえ | | | | | |